

# 九州地区国立大学法人技術長等協議会規約

## 第1章 総則

### (設置)

第1条 九州地区の国立大学法人における、教育研究系の技術職員組織（以下、「技術職員組織」という。）の管理を担う技術職員相互の情報交換を行い、組織の管理運営を効率よく、かつ活発に行うことを目的として、九州地区国立大学法人技術長等協議会（以下、「技術長等協議会」という。）を設置する。

### (趣旨)

第2条 この規約は、技術長等協議会の設置、組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

### (事業)

第3条 技術長等協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 技術職員組織の管理および運営に関すること
- (2) この規約の改廃に関すること
- (3) その他、技術長等協議会の目的達成に必要な事項に関すること

## 第2章 組織

### (組織)

第4条 技術長等協議会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育研究系技術職員組織の次長、総括技術長、副技術長、技術長等、当該組織の管理を担う役職の者
- (2) その他、技術長等協議会の議長が必要と認める者

2 委員の任期は定めない。

### (議長)

第5条 議長は当番制とし、当番年度の会議を担当する機関の委員とする。

第6条 議長の任期は当番年度の1年度間とする。

## 第3章 会議

### (召集)

第7条 会議は当番年度期間中に開催するものとし、議長がこれを召集する。

### (承認)

第8条 会議における承認事項は、出席した委員の過半数で認めるものとする。なお、TV会議システム等による参加は出席とみなす。

## 第4章 雑則

### (庶務)

第9条 技術長等協議会の庶務は、議長の所属する技術職員組織において処理する。

### (事務局)

第10条 技術長等協議会の事務局を九州工業大学の技術職員組織に置く。

2 事務局は、技術長等協議会の対外的な事項に関する連絡・調整を行なう。

## 附 則

1. 九州工業大学の事務局は2020年3月までとし、当該年度内に次期設置機関の検討を行う。
2. この規約は、平成31年4月1日から施行する。